

令和4年度

まちかどミーティング 町内会からの要望事項

(令和5年3月末時点回答)

実施年月日

令和4年10月20日(木)

まちかどミーティング地区名

拓勇

(地区構成
町内会(自治会)名

沼ノ端北栄町内会・拓勇東町内会・拓勇西町内会・ウトナイ町内会

会 場

沼ノ端交流センター

令和4年度 まちかどミーティング町内会からの要望事項

拓勇地区

令和4年10月20日(木) 沼ノ端交流センター

要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
1	<p>【JR千歳線(沼ノ端・植苗駅間)の線路進入防止柵の設置について(継続)】 ウトナイ町内会</p> <p>線路への進入防止柵が設置されていない区間があり、誤って線路へ進入してしまい重大な事故に繋がることも想定されることから、早急に線路進入防止柵の設置を求めます。</p>	<p>線路進入防止柵の設置につきましては、JR北海道への要望を継続しておりますが、現時点では、柵の設置は難しいと伺っているところでございます。</p> <p>JR北海道では、当該区間の線路内に歩行者が誤って立ち入ることのないよう、令和2年3月に「立ち入り禁止」看板を3箇所設置しておりますが、市としましては、事故防止のための安全対策の強化について、引き続き要請してまいりたいと考えております。</p>	B	総合政策部 まちづくり推進課
2	<p>【地域防犯対策について(継続)】 ウトナイ町内会</p> <p>今後も犯罪の未然防止及び高齢者の見守りを目的に、小・中学校の通学路や公園を中心に防犯カメラの設置を求めます。</p> <p>また、通学路になっている歩道に街路灯が無く、中学校の部活後の帰宅する歩道が暗く、生徒が恐怖を感じている実態があるため、以下の区間に街路灯の設置を求めます。</p> <p>①国道234号(中山製鋼所から共成レンテムまでの間、及びタマホームからミスタータイヤマンまで) ②ウトナイ南6丁目の明野南通り ③ウトナイ北5丁目ウトナイ南二条通り</p>	<p>防犯カメラの設置につきましては、「苫小牧市防犯カメラ設置5カ年実施計画」に基づき、西部地域の公園を中心に設置を進めております。</p> <p>地域からの御要望等に対しましては、刑法犯の発生状況や優先順位、また西部地域と東部地域の設置のバランスなどを総合的に判断し、設置に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>①への街路灯設置につきましては、道路管理者であります北海道開発局室蘭開発建設部に対しまして、引き続き地域の声を届けてまいります。</p> <p>②、③への街路灯設置、及び通学路の明るさ確保につきましては、関係部局と連携し、検討を進めてまいります。</p>	B	市民生活部 市民生活課

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
5	<p>【不法投棄・ごみポイ捨て防止について(新規)】 ウトナイ町内会</p> <p>ウトナイ地域の不法投棄・ごみポイ捨てについては、町内会としてもパトロールやごみ拾いなどにより対応しておりますが、簡単には解決できない状況が続いているため、監視カメラの設置など、効果が感じられる対策を求めます。</p>	<p>ウトナイ地区では、昨年につき、本年8月に「不法投棄合同パトロール」を実施しました。町内会が主催し、中学校、苫小牧警察署、周辺企業、市が参加した“地域ぐるみ”の「環境美化活動」であり、この様な取組が全市に広まるよう、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>さて、不法投棄及びごみのポイ捨ては、通りすがりの車から捨てられていると思われる弁当ガラ等が入ったレジ袋をはじめ、郊外の道路では大型ごみの不法投棄等も見受けられます。</p> <p>市では、これまでもぼい捨て禁止看板の設置や巡回パトロールなどの対策に加え、郊外では監視カメラも設置していますが、ごみは人目を避けて捨てられることが多く、市内全域で効果的な対策を実施することは難しい状況にあります。</p> <p>ウトナイ地区では、令和2年度に、監視カメラを試験的に設置したこともありますが、一定の抑止効果はあったものの、その効果は限定的でした。</p> <p>また、プライバシー保護の観点から、監視カメラの設置は郊外に限定していることもあり、効果的な対策について、引き続き、一緒に検討させていただきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。 (ゼロごみ推進課:0144-55-4077)</p>	C	環境衛生部 ゼロごみ推進課

「市政への反映区分」

反映区分	記号	内容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	(1) 質問、照会等の内容であり、回答によりその趣旨を満たしたもの (2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの (3) 行政組織、各種団体等との連絡、調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの (4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの (5) その他上記に類するもの ※当該年度中に完了しないものは含めない。
実現に向けて努力しているもの	B	(1) 実現に向けて努力しているが、現段階での提言の趣旨を満たしていないもの (例) ・制度、情勢等の新設、改正等を要するもの ・予算措置を要するもの ・行政組織、各種団体等の連絡、調整等を要するもの (2) 国、道等の事務事業に係るもので、実現に向けて、市として要望、提案を行うなどしているもの (3) 事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）しているが、当該年度中に完了しないもの (4) その他上記に類するもの
当面は実現できないもの	C	(1) 現時点では、実現することが難しいもの (2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの (3) その他上記に類するもの
実現が極めて困難なもの	D	(1) 市の行政にはなじまないもの (2) 実現が極めて困難なもの (3) その他上記に類するもの
その他	E	反映区分の選択になじまないもの